現場代理人の常駐義務緩和の拡大について

館山市総務部管財契約課 電話 0470-22-3296

令和5年4月1日から、館山市発注工事における、現場代理人の工事現場への常駐義務の緩和を拡大する こととしました。

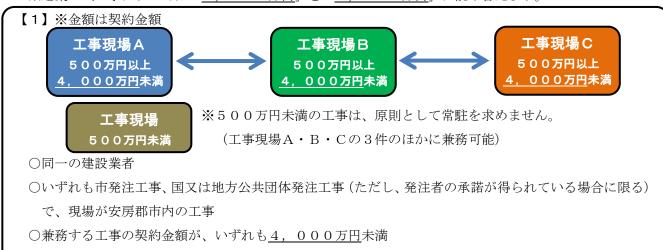
1 常駐義務緩和の拡大

【1】又は【2】に該当する場合、現場代理人の兼務が可能です。

※特記仕様書等に、現場代理人の常駐義務の緩和措置を適用しない旨が記載されている場合を除きます。

※工事の対象となる工作物等に一体性が認められ、新たに随意契約を締結する場合又は全ての発注者から 同一工事として取り扱うことについて書面による承諾を得た場合は、これら複数の工事を一の工事とみ なします。

※建築一式工事においては「4, 000万円」を「8, 000万円」に読み替えます。



又は

【2】※建設業法施行令第27条第2項に該当し、同一の主任技術者が管理する工事



- ○同一の建設業者
- ○同一の主任技術者(監理技術者・監理技術者補佐は適用外)
- ○一体性若しくは連続性又は相互に調整を要する工事

2 現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱要領

○500万円未満の工事を除き3件まで

現場代理人の常駐義務緩和の要件、現場代理人兼務の届出等については、『現場代理人の常駐義務の緩和に 関する取扱要領』を確認してください。

3 現場代理人及び技術者に関する留意事項

現場代理人と技術者の兼務等について、『現場代理人及び技術者に関する留意事項』にまとめましたので、参照してください。